

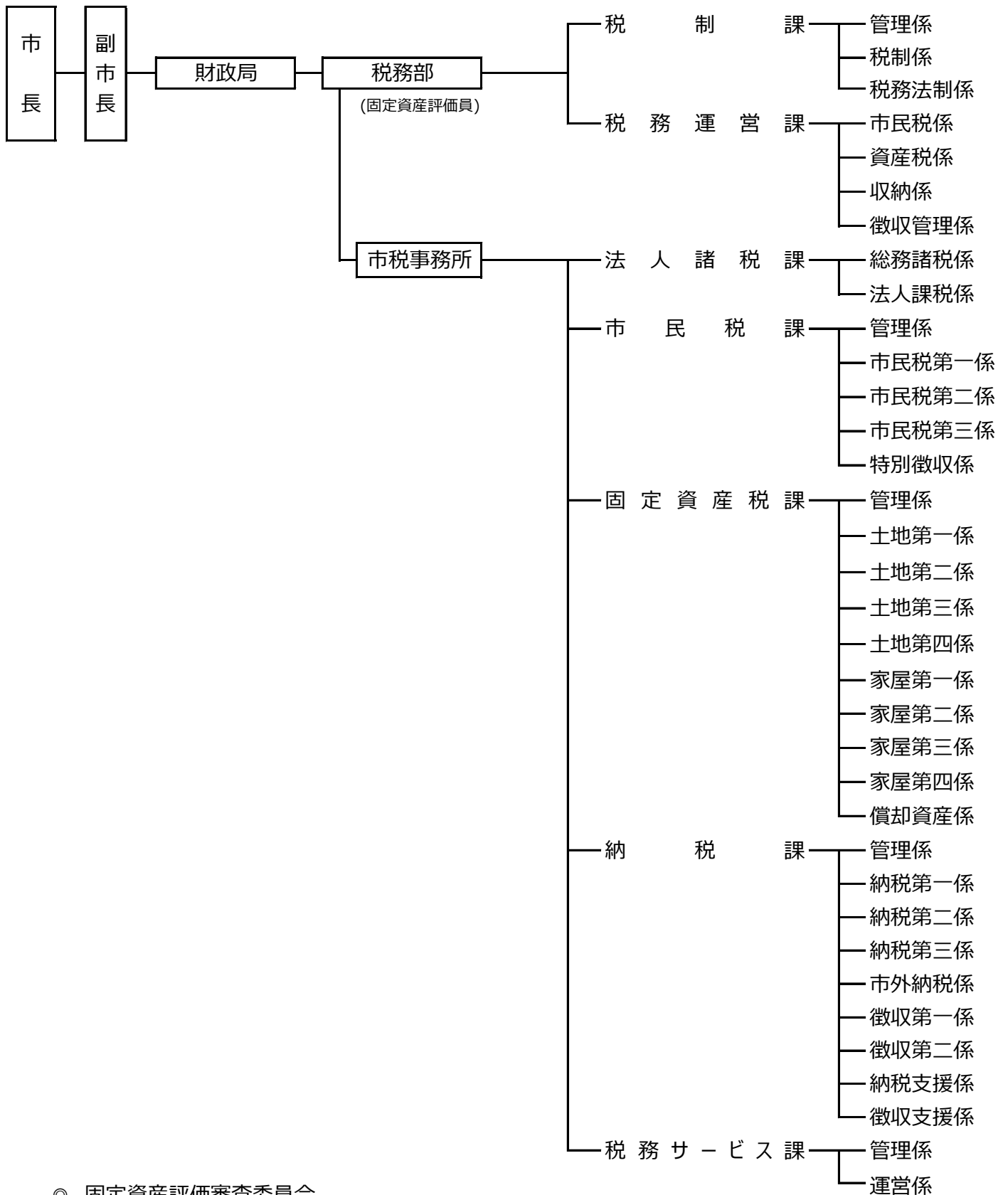
IX 税務

IX 税務

1. 税務機構及び事務分掌	70
(1) 機構（令和4年4月1日現在）	70
(2) 事務分掌（令和4年4月1日現在）	71
(3) 税務職員の配置状況	74
(4) 税務職員の配置状況（市税事務所）	74
2. 徴税費の状況	75
3. 税務広報の実施状況（令和3年度）	76
4. 証明	77
(1) 令和3年度税務証明発行状況	77
(2) 税務証明発行件数の年度別推移	77

1. 税務機構及び事務分掌

(1) 機構 (令和4年4月1日現在)



◎ 固定資産評価審査委員会

(2) 事務分掌 (令和4年4月1日現在)

① 本庁各課

課名	事務分掌
税制課	<p>管理係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 税務事務及び税務広報に係る総合調整に関すること。 (2) 国、府その他の関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 市税(個人の府民税を含む。以下同じ。)に係る研修に関すること。 (4) 市税の証明の交付の停止に関すること。 (5) 部内の連絡調整に関すること。 (6) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。
	<p>税制係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市税に係る歳入予算及び決算に関すること。 (2) 税制度の調査研究に関すること。 (3) 地方譲与税譲与金並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に関すること。 (4) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。
	<p>税務法制係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市税に係る条例、規則等の立案及び訴訟等に関すること。 (2) 税務事務の改善に関すること。 (3) 市税の証明に係る事務(証明書の交付に係るものを除く。)の企画及び指導に関すること。 (4) 固定資産評価審査委員会に関すること。 (5) 本市が保有する債権の管理に係る事務の企画及び指導に関すること。 (6) 本市が保有する債権の管理に係る関係部局との連絡調整に関すること。
税務運営課	<p>市民税係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 個人の市民税及び個人の府民税(以下「個人市民税等」という。)の調定に関すること。 (2) 個人市民税等に係る事務の電算処理に関すること。
	<p>資産税係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)の賦課に係る事務の企画及び関係課との連絡調整に関すること。 (2) 固定資産(土地及び家屋に限る。)の評価に係る事務の企画及び関係課との連絡調整に関すること。 (3) 固定資産の価格等の決定等に関すること(固定資産税課の所管に属するものを除く。) (4) 固定資産税等に係る調定及び統計に関すること。 (5) 固定資産税等に係る事務の電算処理の総括に関すること。 (6) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (7) 特別土地保有税に係る調査及び賦課に関すること。
	<p>収納係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市税の徴収金(市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。以下同じ。)の収納に関すること。 (2) 市税の徴収金に係る口座振替に関すること。 (3) 市税の徴収金に係る過誤納金に関すること(現金による還付を除く。) (4) 市税の徴収金の収納に係る事務の電算処理に関すること。 (5) 個人の府民税の払込みに関すること。 (6) 本市の入札に係る市税の未納の状況の調査に関すること。
	<p>徴収管理係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市税の徴収金の徴収に係る事務の電算処理に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2) 課の所管に係る市税の徴収金の徴収及び収納に係る委託業務の総括に関すること。 (3) 滞納者の財産調査並びに返戻された督促状及び催告書の処理に関すること。 (4) 市税の徴収金に係る納付及び納入の金融機関への再委託に係る連絡調整に関すること。 (5) 郵便振替による市税の徴収金の納付及び納入の処理に関すること。 (6) 納税貯蓄組合に関すること。 (7) 課内の他の係の所管に属しないこと。

(2) 事務分掌 (令和4年4月1日現在)

② 市税事務所

課名	事務分掌
法人諸税課	総務諸税係 (1) 市税事務所の庶務に関すること。 (2) 軽自動車税に係る調査及び賦課に関すること。 (3) 市たばこ税及び入湯税に係る調査及び課税に関すること。 (4) 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税に係る事務の電算処理に関すること。 (5) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の登録、標識の交付及び廃車の受付に関すること。 (6) 所内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。
	法人課税係 (1) 法人等の市民税及び事業所税に係る調査及び課税に関すること。 (2) 法人等の市民税及び事業所税に係る事務の電算処理に関すること。
市民税課	(1) 所管に係る市税の証明に関すること。
	管理係 (1) 個人市民税等の賦課に係る事務の企画及び関係機関との連絡調整に関すること。 (2) 課内の他の係の所管に属しないこと。
	市民税第一係 市民税第二係 市民税第三係 (1) 普通徴収及び公的年金等に係る所得に係る特別徴収で、年金保険者を特別徴収義務者とするものに係る個人市民税等の調査及び賦課に関すること。
	特別徴収係 (1) 個人市民税等の特別徴収(公的年金等に係る所得に係るもので、年金保険者を特別徴収義務者とするものを除く。)に係る調査及び賦課に関すること。
固定資産税課	(1) 所管に係る市税の証明に関すること。 (2) 住宅用家屋証明に関すること。
	管理係 (1) 土地及び家屋に係る固定資産税等の相続人の調査及び賦課に関すること。 (2) 土地及び家屋に係る固定資産税等の減免に関すること(堺市市税条例(昭和41年条例第3号)第42条第1項第1号から第3号までに規定するものに限る。) (3) 固定資産税等の納税義務者の住所調査に関すること。 (4) 固定資産税等に係る事務の電算処理の運用に関すること。 (5) 課内の他の係の所管に属しないこと。
	土地第一係 土地第二係 土地第三係 土地第四係 (1) 土地に係る固定資産税等の賦課に関すること。 (2) 土地に係る調査及び評価に関すること。 (3) 土地に係る固定資産課税台帳の縦覧及び閲覧に関すること。 (4) 地方税法(昭和25年法律第226号)第417条第1項の規定による固定資産(土地に限る。)の価格等の修正等に関すること。
	家屋第一係 家屋第二係 家屋第三係 家屋第四係 (1) 家屋に係る固定資産税等の賦課に関すること。 (2) 家屋に係る調査及び評価に関すること。 (3) 家屋に係る固定資産課税台帳の縦覧及び閲覧に関すること。 (4) 地方税法第417条第1項の規定による固定資産(家屋に限る。)の価格等の修正等に関すること。
	償却資産係 (1) 償却資産に係る固定資産税の賦課に関すること。 (2) 償却資産に係る調査及び評価に関すること。 (3) 償却資産に係る固定資産課税台帳の閲覧に関すること。 (4) 地方税法第417条第1項の規定による固定資産(償却資産に限る。)の価格等の修正等に関すること。

② 市税事務所

課名	事 務 分 掌
納税課	(1) 所管に係る市税の証明に関すること。 (2) 市税の徴収金に係る過誤納金の還付に関すること。 (3) 市税の徴収金に係る口座振替に関すること。
	管 理 係 (1) 市税の徴収金の徴収に係る事務の調査研究に関すること。 (2) 課内の他の係の所管に属しないこと。
	納 税 第 一 係 納 税 第 二 係 納 税 第 三 係 (1) 市内に住所を有する納税者等(以下「市内納税者等」という。)に係る市税の徴収金(滞納額が高額なもの及び徴収が困難なものを除く。)の徴収及び滞納処分(債権の取立て及び配当を除く。)に関すること。 (2) 所管に係る滞納者の実態調査に関すること。
	市 外 納 税 係 (1) 市外に住所を有する納税者等(以下「市外納税者等」という。)に係る市税の徴収金の徴収及び滞納処分(債権の取立て及び配当を除く。)に関すること。 (2) 所管に係る滞納者の実態調査に関すること。
	徴 収 第 一 係 徴 収 第 二 係 (1) 市内納税者等に係る市税の徴収金(滞納額が高額なもの及び徴収が困難なものに限る。)の徴収及び滞納処分(債権の取立て及び配当を除く。)に関すること。 (2) 所管に係る滞納者の実態調査に関すること。
	納 税 支 援 係 (1) 市税の徴収金の徴収対策に係る事務の企画及び調整に関すること。 (2) 民間事業者を活用した納付案内等に関すること。 (3) 市税の徴収金に係る現金等の出納に関すること。 (4) 市税の徴収金に係る納付及び納入の金融機関への再委託に関すること。 (5) 市内納税者等の市税の徴収金(滞納額が高額なもの及び徴収が困難なものを除く。)の滞納処分に係る債権の取立て及び配当に関すること。 (6) 市税の徴収金の徴収に係る事務の電算処理の企画調整に関すること。
	徴 収 支 援 係 (1) 滞納者の財産調査並びに返戻された督促状及び催告書の処理に係る連絡調整に関すること。 (2) 市外納税者等に係る市税の徴収金及び市内納税者等に係る市税の徴収金(滞納額が高額なもの及び徴収が困難なものに限る。)の滞納処分に係る債権の取立て及び配当に関すること。 (3) 市税の徴収金(滞納額が少額なものに限る。)に係る滞納者の実態調査及び滞納処分の執行停止に関すること。 (4) 大阪府域地方税徴収機構に関すること。
税務サービス課	管 理 係 (1) 各区域の市税の窓口に係る事務の企画及び調整に関すること。 (2) 市税の証明に係る事務(証明書等の交付に係るものに限る。)の企画及び指導に関すること。 (3) 市税に係る証明書(市民課において交付するものを除く。)の交付に関すること。 (4) 住宅用家屋証明に関すること。 (5) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の登録、標識の交付及び廃車の受付に関すること。 (6) 市税に係る申告書等の受付に関すること。 (7) 市税の徴収金に係る現金等の出納に関すること。 (8) 市税の徴収金に係る納付書の再発行に関すること。 (9) 市税の徴収金に係る過誤納金の還付に関すること(現金による還付に限る。) (10) 土地及び家屋に係る固定資産課税台帳の縦覧及び閲覧に関すること。 (11) 市税に係る関係課及び関係機関からの照会に関すること。 (12) 課内の他の係の所管に属しないこと。
	運 営 係 (1) 市税に係る証明書(市民課において交付するものを除く。)の交付に関すること。 (2) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の登録、標識の交付及び廃車の受付に関すること。 (3) 市税に係る申告書等の受付に関すること。 (4) 土地及び家屋に係る固定資産課税台帳の閲覧に関すること。 (5) 市税の徴収金に係る現金等の出納に関すること。 (6) 市税の徴収金に係る納付書の再発行に関すること。

(3) 税務職員の配置状況

令和4年4月1日現在

区 分	一 般 職 員 数										再任 用等	合計 職員数	平均 年齢	平均税務 経験年数
	部長	課長	参事	課長 補佐	主幹	係長	主査	副主査	係員	計				
税務部	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	55.3	29.5
税制課	-	1	-	1	2	3	1	4	6	18	2	20	41.2	8.9
税務運営課	-	1	-	1	1	4	1	4	14	26	4	30	42.0	6.6
事務所以外	1	2	-	2	3	7	2	8	20	45	6	51	46.2	15.0

(4) 税務職員の配置状況 (市税事務所)

区 分	一 般 職 員 数										再任 用等	合計 職員数	平均 年齢	平均税務 経験年数
	所長	課長	参事	課長 補佐	主幹	係長	主査	副主査	係員	計				
市税事務所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	58.2	17.0
法人諸税課	-	1	-	1	-	2	1	5	5	15	10	25	43.4	6.8
市民税課	-	1	1	1	5	5	-	16	14	43	12	55	48.3	9.5
固定資産税課	-	1	1	1	4	10	7	26	13	63	14	77	49.4	12.0
納税課	-	1	1	1	2	8	2	18	16	49	20	69	42.4	7.0
税務サービス課	-	1	-	1	4	1	3	6	2	18	10	28	50.4	17.5
事務所 計	1	5	3	5	15	26	13	71	50	189	66	255	48.7	11.6
総 計	2	7	3	7	18	33	15	79	70	234	72	306	47.4	13.3

(注) 1. 再任用等には、再任用職員、会計年度任用職員を含む。人材派遣は、含めていない。

[税制課]

2. 平均年齢、平均税務経験年数は、一般職員のみを対象

2. 徴税費の状況

(単位：千円)

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度		
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	973,240	925,538	926,957	940,036	906,870	
		諸 手 当	706,456	675,629	638,927	655,103	621,112	
		内 訳	超 過 勤 務 手 当	83,739	83,763	47,378	43,380	35,988
			特 殊 勤 務 手 当	2,319	2,261	2,079	1,190	1,672
			そ の 他 の 手 当	620,398	589,605	589,470	610,533	583,452
		そ の 他	395,930	382,110	376,057	470,991	484,697	
	小 計	2,075,626	1,983,277	1,941,941	2,066,130	2,012,679		
	物 件 費	旅 費	1,295	1,284	1,502	683	997	
		(賃 金)	119,539	108,217	103,822	-	-	
		そ の 他	560,723	553,777	679,903	591,230	554,127	
小 計		681,557	663,278	785,227	591,913	555,124		
報 奨 金 及 び こ れ に 類 す る 経 費	納 期 前 納 付 報 奨 金	-	-	-	-	-		
	納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	-	-	-	-	-		
	そ の 他	4,390	3,960	3,690	3,632	-		
	小 計	4,390	3,960	3,690	3,632	-		
そ の 他	127,527	151,418	156,410	163,784	169,684			
合 計 (A)	2,889,100	2,801,933	2,887,268	2,825,459	2,737,487			
税 収 入 額	市 税 収 入 額 (B)	134,355,183	147,721,126	151,522,672	151,240,872	151,638,686		
	個 人 府 民 税 収 入 額	29,547,804	17,285,672	15,638,492	15,941,134	15,652,852		
	合 計 (C)	163,902,987	165,006,798	167,161,164	167,182,006	167,291,538		
府 民 税 徴 収 取 扱 費 (D)	1,187,907	1,211,325	1,203,793	1,161,787	1,157,472			
税 (市税) 収 入 に 対 する 徴 税 費 の 割 合	(A) / (C) (%)	1.8	1.7	1.7	1.7	1.6		
	[(A) - (D)] / (B) (%)	1.3	1.1	1.1	1.1	1.0		
税 務 職 員 数 (3 月 31 日 現 在) (人)		284	269	269	252	246		

〔税制課〕

3. 税務広報の実施状況（令和3年度）

広報媒体	名称	発行等の年月日	発行等の数量	配布基準及び配布方法	税務広報等の内容（要約）	
①市広報紙	① 広報さかい	毎月1日	約41万部/月(R3.3現在)	全世帯：各戸配達など（広報課で作成）	納期、口座振替、縦覧、申告・届出、税制改正など	①
②冊子	② 償却資産(固定資産税)申告の手引き	12月	16,750冊	納税義務者等：申告書に同封	償却資産のあらまし、申告義務	②-2
③チラシ リーフレット	③-1 固定資産税・都市計画税について	5月	285,000部	納税通知書に同封	固定資産税・都市計画税、口座振替	③-1
	③-2 固定資産の課税明細書について	5月	285,000部	納税通知書に同封	課税明細書の見方	③-2
	③-3 口座振替加入案内	5、6、10、1、2、3月	475,000部	各税目の納税通知書に同封、口座勤奨対象者に送付、窓口配架	口座振替加入案内	③-3
	③-4 市・府民税普通徴収 一口メモ	6月	180,000部	納税通知書に同封	市・府民税の改正内容等	③-4
	③-5 事業所税に係る税制改正のお知らせ	4月	2,000部	納税義務者等：申告書に同封	事業所税の改正内容等	③-5
④税務部外作成 ポスター リーフレット パンフレット	④-1 自動車税(種別割) 納期周知(ポスター) (大阪府泉北府税事務所作成)	5月	3枚	本庁8階、市税事務所に掲示	自動車税(種別割) 納期のお知らせ	④-1
	④-2 税制改正(パンフレット) (財務省作成)	6月	40部	本庁8階、市税事務所、市税の窓口で配架	令和3年度税制改正のお知らせ	④-2
	④-3 府税のしおり (大阪府作成)	7月	50部	本庁8階、市税事務所、市税の窓口で配架	府税全般について	④-3
	④-4 税を考える週間(ポスター) (地方税共同機構作成)	7月	50枚	本庁(3ヶ所)、市税事務所、市税の窓口、各区役所、市立図書館(分館含む)に掲示	「税を考える週間」のお知らせ	④-4
	④-5 もっと知りたい税のこと(リーフレット) (財務省作成)	8月	40枚	本庁8階、市税事務所、市税の窓口で配架	税の概要	④-5
	④-6 全国不正軽油撲滅強調週間(ポスター) (大阪府泉北府税事務所作成)	9月	2枚	本庁8階、市税事務所に掲示	軽油引取税制度の周知及び啓発	④-6
	④-7 すまい給付金(リーフレット・ポスター) (国土交通省作成)	11月	リーフレット120枚 ポスター6枚	本庁8階、市税事務所に配架及び掲示	すまいの給付金制度の周知	④-7
	④-8 軽自動車税(種別割) 納期内納税P R(ポスター) (地方税共同機構作成)	11月	10枚	本庁8階、市税事務所、市税の窓口に掲示	軽自動車税(種別割) 納期内納付P R	④-8
	④-9 三税共同確定申告(ポスター) (大阪府泉北府税事務所作成)	1月	20枚	本庁8階、市税事務所、市税の窓口に掲示	三税共同確定申告のお知らせ	④-9
	④-10 確定申告期(ポスター) (堺税務署作成)	2月	12枚	本庁8階、市税の窓口に掲示	確定申告期の周知	④-10
⑤出前講座	⑤ どこでもセミナー	随時	なし	市内在住、在学、在勤の10人以上の団体からの申込みにより実施	講座 ・なるほど納得！やさしい市税講座 ・知っておきたい市税のしくみ①(市・府民税) ・知っておきたい市税のしくみ②(固定資産税)	⑤
⑥堺市ホームページ	⑥ 「堺市税のページ」	常時	アクセス件数：859,895 件/年	堺市ホームページへの掲載	市税の概要・納付、市税のしおり、Q&Aなど	⑥
⑦大阪府租税教育推進 連絡協議会	⑦-1 中学生用社会科副教材 「わたしたちの生活と税」	6月	89,400冊 (発行総数)	市内の中学3年生及び社会科担当教師	わたしたちと税のかかりについて、なぜ、税を納めなければならないのだろう？など	⑦-1
	⑦-2 小学生用社会科副教材 「わたしたちのくらしと税」	令和3年3月下旬～6月上旬	80,030冊 (発行総数)	市内の小学6年生及び社会科担当教師	調べてみよう！税のこと、税って何に使われているの？など	⑦-2
⑧堺納税貯蓄組合連合会	⑧-1 「中学生の税についての作文」 (後援：堺市、堺市教育委員会ほか)	応募締切：9月	応募総数 26校1877編	入賞作品(41編)を表彰、各学校に配布 (堺市内の中学校に在学する生徒)	次代を担う生徒への租税教育	⑧-1
	⑧-2 「堺納税だより」に市税に関する記事掲載	1月	5,000部	協会員へ配布、窓口配架	正しい税知識の普及、納税意識の向上	⑧-2
⑨インフォメーション	⑨-1 ケーブルテレビの放送「市税に関するお知らせ」	4月	1ヶ月	堺市広報番組でのスポット放送	固定資産の縦覧	⑨-1
	⑨-2 デジタルサイネージへの掲載	4月	1ヶ月	市役所本館1階ディスプレイ・各区役所(美原区除く)ディスプレイに掲載	固定資産の縦覧	⑨-2
		5、6、7、8、10、12、1、2月 2/1～3/15			納期のお知らせ 市民税・府民税申告のお知らせ	

4. 証明

4. 証明

(単位：件、%)

区分		市・府民税		固定資産評価証明等		納税証明		住宅用	合計
		課税証明	うち自動交付機	一般用	価格通知	一般用	継続検査	家屋証明	
戸籍住民課	件数	3,630	-	3,670	99	553	382	-	8,334
	構成比	3.6	-	11.3	0.8	6.0	1.7	-	4.6
市税事務所	件数	612	-	2,996	357	395	655	861	5,876
	構成比	0.6	-	9.3	2.8	4.2	2.9	22.6	3.2
堺区	件数	17,458	614	17,711	12,150	4,397	1,731	2,956	56,403
	構成比	17.3	4.1	54.7	95.4	47.4	7.7	77.4	31.1
中区	件数	11,498	308	1,442	14	729	4,551	-	18,234
	構成比	11.4	2.1	4.5	0.1	7.9	20.2	-	10.1
東区	件数	6,524	264	1,214	16	371	1,225	-	9,350
	構成比	6.4	1.8	3.8	0.1	4.0	5.5	-	5.1
西区	件数	9,954	317	1,700	10	784	4,528	-	16,976
	構成比	9.8	2.1	5.3	0.1	8.4	20.2	-	9.3
南区	件数	19,687	425	1,621	2	960	5,335	-	27,605
	構成比	19.5	2.9	5.0	0.0	10.3	23.7	-	15.2
北区	件数	15,886	536	1,304	11	677	1,990	-	19,868
	構成比	15.7	3.6	4.0	0.1	7.3	8.9	-	10.9
美原区	件数	3,691	188	686	73	416	2,064	-	6,930
	構成比	3.6	1.3	2.1	0.6	4.5	9.2	-	3.8
コンビニ交付	件数	12,192	12,192	-	-	-	-	-	12,192
	構成比	12.1	82.1	-	-	-	-	-	6.7
合計	件数	101,132	14,844	32,344	12,732	9,282	22,461	3,817	181,768
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 1. 各区の件数は、市民課、税務サービス課窓口の合計

(税制課)

2. 市税事務所の件数は、法人諸税課、市民税課、固定資産税課、納税課の合計

(1) 令和3年度税務証明発行状況

(単位：件、%)

区分		市・府民税		固定資産評価証明等		納税証明		住宅用	合計
		課税証明		一般用	価格通知	一般用	継続検査	家屋証明	
平成29年度	件数	165,828	31,606	15,961	8,539	21,575	3,004	246,513	
	構成比	67.3	12.8	6.5	3.5	8.7	1.2	100.0	
平成30年度	件数	146,111	34,114	16,040	8,998	21,347	3,686	230,296	
	構成比	63.4	14.8	7.0	3.9	9.3	1.6	100.0	
令和元年度	件数	120,982	32,366	15,820	8,866	21,300	3,460	202,794	
	構成比	59.6	16.0	7.8	4.4	10.5	1.7	100.0	
令和2年度	件数	105,505	29,156	13,624	10,502	21,380	3,619	183,786	
	構成比	57.4	15.9	7.4	5.7	11.6	2.0	100.0	
令和3年度	件数	101,132	32,344	12,732	9,282	22,461	3,817	181,768	
	構成比	55.6	17.8	7.0	5.1	12.4	2.1	100.0	

(税制課)